

市内の水道施設について

水道課では下記の水道施設を設けて水を供給しています。また、これらは緊急時に貯水できる機能があります。

	水道施設名	所在地	最大貯水量
1	第一浄水場	東松山市大字下唐子808	585m ³
2	第二浄水場	東松山市大字下唐子814	8,000m ³
3	高本山配水場	東松山市大字下唐子430-2	12,200m ³
4	水穴配水場	東松山市大字大谷3783-1	13,800m ³
5	高坂高区配水場	東松山市大字岩殿556-1	2,700m ³
6	高坂丘陵配水場	東松山市旗立台24	900m ³
7	五領調整場	東松山市大字柏崎866	370m ³

水道メーター交換にご協力ください

みなさまのご家庭にある水道メーターは、計量法に基づき、8年間で取り替える必要があります。水道課では、計画的に交換していますので、ご協力をお願いします。交換費用は無料です。

メーター交換作業に際しては、事前に『水道メーター交換のお知らせ』を郵便でお送りします。交換作業は委託業者が行いますが、水道課が発行した身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。

交換作業中は、一時的に水道が使えなくなります。また、ご不在の場合でも交換させていただくことがありますので、ご了承ください。

交換後は『水道メーター交換終了のお知らせ』を郵便受け等に入れさせていただきます。

交換後、一時的に濁り水が出ることがありますので水道の使い始めは水を少し流してからご使用ください。

ご不明な際は、水道課へお問い合わせください。

水道の届出はお早めに

水道の使用を開始するときや中止するときなどは、3～4日前までに水道課へご連絡ください。

◎水道の使用を開始するとき・・・「水道使用届」の届出

・引越しをしてきたとき ・家を新築したとき ・一時中止していた水道を再開するとき

※届出がない場合には、水道がすぐに使うことができないことがあります。

◎水道の使用を中止するとき・・・「水道使用中止届」の届出

・引越しをされるとき ・建て替えなどで家を取り壊すとき ・長期の留守などで水道を一時止めたいとき

※届出がない場合には、水道を使用していなくても基本料金が発生しますのでご注意ください。

◎使用者または所有者の名義が変わるとき・・・「水道使用者変更届」「給水装置所有者変更届」の届出

・使用者の氏名や名称が変わるとき ・住宅の売買や相続などで水道の所有者が変わるとき

各種届出用紙が必要なときは水道課へご連絡ください。また、水道課のホームページからダウンロードできます。

電子申請サービスを利用できるようになりました

平成22年7月1日より「水道使用届」と「水道使用中止届」について、パソコンや携帯電話から申請ができるようになりました。

お手続きは、水道課ホームページまたは東松山市ホームページからアクセスできますのでご利用ください。

編集・発行

東松山市建設部水道課

〒355-0076 東松山市大字下唐子814番地 TEL 0493-22-1123

ホームページ <http://www.hmywater.jp> FAX 0493-22-4389

※平成22年4月1日より営業時間が平日の午前8時30分から午後5時15分までになりました。